知って得する助成金情報

パート・契約社員の正社員化を支援
優秀な人材の確保と処遇改善

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを推進し、取り組みを行う事業主を助成する制度です。人手不足が深刻化するなか、非正規雇用労働者の意欲や能力を向上させて生産性を高め、優秀な人材を確保・定着させることが重要です。正社員化コースは、労働者の処遇改善と企業の持続的成長を後押しすることを目的としています。

キャリアアップ助成金 正社員化コース

本コースは、就業規則などに規定した制度に基づき、非正規雇用労働者などを正社員に転換した場合に助成金が支給される制度です。多様な正社員制度への転換や、派遣労働者を直接雇用する場合も対象に含まれます。非正規雇用労働者の雇用安定とキャリア形成を図り、企業全体の活性化を促進することを主な目的としています。

【支給対象事業主】

主な要件は以下の通りです。

・雇用保険適用事業所の事業主
・事業所ごとにキャリアアップ管理者を配置
・管轄の労働局長にあらかじめ「キャリアアップ計画書」を提出している　など

【支給対象労働者】

主な要件は以下の通りです。

・有期雇用労働者または無期雇用労働者
・過去３年以内に、その事業所で正社員として雇用されていた者でない
・正社員転換後の形態に定年制度が適用される場合は、定年まで１年以上あること　など

【支給要件】

主な要件は以下の通りです。

①就業規則等に正社員転換制度をあらかじめ規定し、その規定に基づいて実際に正社員へ転換する
②転換後の正社員に「賞与または退職金の制度」および「昇給」の両方が適用されている
③正社員転換後の６カ月間の賃金を、転換前６カ月間の賃金と比較して３%以上増額させて支払う
④転換日の前日より６カ月前から１年を経過する日までの間に、事業主都合による雇用保険被保険者の離職がない

【支給額】

労働者１人当たりの助成額は以下の通りです。

①「重点支援対象者」を正社員化する場合
【中小企業】
有期雇用から正社員：80万円（40万円×２期）
無期雇用から正社員：40万円（20万円×２期）
【大企業】
有期雇用から正社員：60万円（30万円×２期）
無期雇用から正社員：30万円（15万円×２期）
②「上記以外」の労働者を正社員化する場合
【中小企業】
有期雇用から正社員：40万円（40万円×１期）
無期雇用から正社員：20万円（20万円×１期）
【大企業】
有期雇用から正社員：30万円（30万円×１期）
無期雇用から正社員：15万円（15万円×１期）
※１年度１事業所当たり20名まで
※「重点支援対象者」の該当条件については、要綱をご確認ください

●各種加算措置　※括弧内は大企業の金額
正社員転換制度の新規規定：20万円（15万円）
多様な正社員制度の新規規定：40万円（30万円）
情報公表加算：20万円（15万円）

【まとめ】

非正規雇用労働者の正社員化は、人材の確保や定着、生産性の底上げを図るうえで有効な取り組みです。「優秀な契約社員やパートを正社員として雇用したい」などと考えているのであれば、本助成金の活用を検討してみてはいかがでしょうか。

出典：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

※本記事の記載内容は、2026年９月30日現在の法令・情報等に基づいています。